

7ライの本は言つ
2001年夏
No.54

釣り場時評

(33)

外来魚をどう考えるか

—コアユ、ワカサギ、ニジマス、アワビ、マダイなど問題は山積である。

水口憲哉
さちとも・けんや（東洋大学農芸化学科卒業後、岩手県漁業課勤務、現岩手県立農業技術専門学校講師）

あんまり楽しいことではないのでブラックバス問題にすっぽりかかるというのは避けたいのだが、エンジンのかかりかたというか着火はなかなかおそく難しいけれども一度火がついたらというか言い出したことにはかんたんには消えないというか消さないという性格が原因してか少し深みにはまりだしているような気がする。とはいってもうかそうであるからこそ、本誌前号の拙稿『現時点での私のブラックバス問題へのかわりかたと覚悟』に対する読者からの投稿『子どもたちのため?』そして『責任』とは?【釣り場時評三】を読んで】に対してはきちんと対応すべきと考える。編集者の方ではこの投稿を本誌に掲載する考え方はないようなので、筆者なりの本欄での回答ともいえるものを書かなければならぬ。ただし、五〇〇〇字近い投稿の内容または主張は、生物多様性研究会の主張や発言とほとんど変わらないので、二月二十四日の立教大学における生物多様性研究会との討論のくり返しはしなくない。論理的矛盾のないようとに考えて作成した文章を公表しながら討論を行い、その結果を整理したのが前号の本誌の文章である。このことについては先の討論会を通じて生物多様性研究会からは反論の無いこと

のようである。以上のようなことを多くの話題を使つて読まされるのは読者にとっては迷惑なことだと思つて、投稿された方とは筆者との個人的意見の交換で対応したいと思う。

ただ二月二十四日の討論会では限られた時間の関係もあってふれられなかつたことや、ブラックバス問題に特に関心を持つている訳ではない人々に言つたことなども、岩手県漁業協同組合連合会の情報誌『きよれん』五四六号二〇〇一年六月号に「ブラックバス問題と海面漁業を考える」と題して書いていたその全文に近いものを掲載し回答の一部とした。

「外来魚」というのは、もともとその湖や川そして海にいなかつた魚が移植されたり持ち込まれて放流されたものを総称するもので、琵琶湖からのコアユ、諏訪湖からのワカサギ、アメリカからのニジマスやブラックントラウトなどを始め、一〇〇種類以上の魚が外来魚と呼ばれてもおかしくない日本の淡水魚類の現状なのだが、ここではその中でも特別にブラックバスとブルーギルが外来魚問題の標的としてやり玉にあげられている。

北海道と沖縄県を除く全ての都府県では内水面漁業調整規則で外来魚(ブラックバスとブルーギル)の移殖

の禁止、制限などが実施され、罰則規定を設けて放流をすることを防止している。しかし、これだけではブラックバスの密放流を防ぐことはできないとして、新潟県では「昨年十二月に内水面漁場管理委員会がブラックバスとブルーギルのリリース(釣った魚を再放流すること)禁止の委員会指示を出した。また、スマールマウスピスなどを中心とした同様の指示は山梨県や埼玉県でもこれまで出されてきたが、今年三月一日からは岩手県でも漁業権水域に限つて外来魚を対象にリリース禁止の委員会指示が出されている。このように、内水面漁業協同組合とブラックバスを釣る(バスフィッシング)釣り人との間には一種の対立関係が各地で生じているが、事態が一方的に悪化しているというわけではない。事実、秋田県では一九九八年より、そして岩手県でもこの六月から県の関係機関、漁業代表者、財団法人日本釣振興会岩手支部、日本バスクラブ岩手支部、教育委員会、岩手県警などでつくる外洋魚対策協議会を設置し、年一二三回の割合で話し合いを進めている。

このような話について、岩手県内水面漁連と岩手県漁連は、川と海とで全く異なり、関係ないと考えられる方も多いことと思う。そう簡単ではないのが

